令和4年
6月分～

所得制限について

令和４年６月分（10月支給）から、児童を養育している方の所得が所得上限額（下記表の②）以上の場合、児童手当等は支給されません。

※　児童手当等が支給されなくなったあとに所得が②を下回った場合、**改めて認定請求書の提出等が必要となります**。市からの勧奨通知はありませんので、所得が基準を下回った際は「市民税課税通知書を受け取った日」の翌日から15日以内に申請してください。所得更正により基準を下回った場合もすみやかに申請をお願いします。

新設

	①所得制限限度額		②所得上限限度額	
扶養親族等の数 （カッコ内は例）	所得額 （万円）	収入額の目安 （万円）	所得額 （万円）	収入額の目安 （万円）
０人 （前年末に児童が生まれていない場合 等）	622	833.3	858	1071
１人 （児童１人の場合 等）	660	875.6	896	1124
２人 （児童１人 ＋ 年収103万円以下の配偶者の場合 等）	698	917.8	934	1162
３人 （児童２人 ＋ 年収103万円以下の配偶者の場合 等）	736	960	972	1200
４人 （児童３人 ＋ 年収103万円以下の配偶者の場合 等）	774	1002	1010	1238
５人 （児童４人 ＋ 年収103万円以下の配偶者の場合 等）	812	1040	1048	1276

※　扶養親族等の数は、所得税法上の同一生計配偶者及び扶養親族（里親などに委託されている児童や施設に入所している児童を除きます。以下、「扶養親族等」といいます。）並びに扶養親族等でない児童で前年の12月31日において生計を維持したものの数をいいます。扶養親族等の数に応じて、限度額（所得額ベース）は、１人につき３８万円（扶養親族等が同一生計配偶者（７０歳以上の者に限ります。）又は老人扶養親族であるときは４４万円）を加算した額となります。

※　「収入額の目安」は、給与収入のみで計算しています。あくまで目安であり、実際は給与所得控除や医療費控除、雑損控除等を控除した後の所得額で所得制限を確認します。

- **所得が上記表①未満の場合、児童手当を支給**
- **所得が上記表①以上②未満の場合、特例給付を支給**
- **所得が上記表②以上の場合、児童手当等は支給されません**

参考：児童手当等の支給額

児童の年齢	児童手当	特例給付
３歳未満	一律　15,000円	一律　5,000円
３歳～小学校修了前	10,000円 （第３子以降は15,000円）	一律　5,000円
中学生	一律　10,000円	一律　5,000円

※　「第3子以降」とは、高校卒業まで（18歳の誕生日後の最初の3月31日まで）の養育している児童のうち、３番目以降をいいます。

裏面に続きます。必ずご確認ください！

令和4年
6月～

現況届の省略について

1 光市では、令和４年現況届から受給者の現況を公簿等で確認することで、現況届の提出を原則不要とします。

※ただし以下の方は、引き続き現況届の提出が必要です。
対象者には、6月初旬に郵送にて届出書等を送付しますので、期日までに提出してください。

①離婚協議中で配偶者と別居されている方

②法人である未成年後見人、施設（里親）等の受給者の方

③配偶者からの暴力等により、住民票の住所地が光市と異なる方

④支給要件児童の戸籍や住民票がない方

⑤その他、光市から提出の案内があった方

2 以下の変更事項があった方はすみやかに届出をしてください。

※届出が遅れると、受給要件に関係する場合、遅れた月分の手当が受けられなくなりますので、ご注意ください。

①児童を養育しなくなったことなどにより、支給対象となる児童がいなくなったとき

②受給者や配偶者、児童の住所が変わったとき（他の市区町村や海外への転出を含む、世帯全員での市内転居は届出不要）

③受給者や配偶者、児童の氏名が変わったとき

④受給者が結婚したとき（一緒に児童を養育する配偶者を有するに至ったとき）、または児童を養育していた配偶者がいなくなったとき

⑤受給者の加入する年金が変わったとき（3歳に満たない児童がいる場合に限る）

⑥離婚協議中の受給者が離婚をしたとき

⑦国内で児童を養育している者として、海外に住んでいる父母から「父母指定者」の指定を受けるとき

⑧公務員になったとき、退職等により公務員でなくなったとき、または公務員ではあるが勤務先の官署に変更があるとき（例：県職員→国立大学法人に派遣）

※公務員の場合は勤務先から児童手当が支給されますので、勤務先にも届出・申請が必要です。

届出先・問合せ

光市　子ども家庭課　子育て支援係
光市光井二丁目2番1号　あいぱーく光8番窓口
電話：0833（74）3009